

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年12月3日

独立行政法人国際協力機構

契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ネパール国カンカイ灌漑地区における灌漑農業推進に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：ネパール国カンカイ灌漑地区における灌漑農業推進に
係る情報収集・確認調査 (QCBS-ランプサム型)

調達管理番号：25a00644

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者と行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年12月3日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ネパール国カンカイ灌漑地区における灌漑農業推進に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年2月～2027年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

また、本調査の結果に基づき、JICAが協力準備調査を行う場合には、変更契約且つ期分けを行った上で、協力準備調査の業務を追加することもあります。その場合、以下の複数の契約履行期間に分けて契約を締結することを想定しています。

- ・第1期：2026年2月～2027年2月
- ・第2期：2027年4月～2028年2月

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12カ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなります。消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1. 第1期： 2026年2月～2027年2月

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の36%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13カ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

（7）部分払いの設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026年9月末

2. 担当部署・日程等

（1）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（2）事業実施担当部

経済開発部 農業農村開発第一グループ第三チーム

（3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年12月9日まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年12月10日12時まで
3	質問への回答	2025年12月15日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年12月19日12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2026年1月9日10時30分
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

	<p>(申込先 :</p> <p>https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM)</p> <p>※2023年7月公示から変更となりました。</p>
--	--

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1) 全省庁統一資格、及び2) 日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配布について希望される方は、JICA 経済開発部農業・農村開発第1グループから配布しますので、edga1@jica.go.jp宛にご連絡ください。

提供資料 :

- ネパール国タライ平野灌漑農業振興プロジェクト 報告書（第1期・第2期）
- ネパール国種子生産・供給・品質管理システム強化プロジェクト プロジェクト事業進捗報告書（第1期）

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照
- 2) 提出先 : <https://forms.office.com/r/gVzLqQchmK>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。
(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより

行います。この際に、交渉順位 1 位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1) の経費と 2) ~ 3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

（3）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（4）電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

（1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。

（2）評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料 1 「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料 2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3 「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格=100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4. (2) に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点=100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点 = (上限額 × 0.8/N) × 100 点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を使い、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査業務を追加発注する場合は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

10. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 業務の背景

ネパールは、南アジアに位置する内陸国であり、ヒマラヤ山脈を含む多様な地形を有する。国民の約6割が農業に従事し、国内総生産（Gross Domestic Product: GDP）の約22%を占める農業セクターは、ネパールにおける基幹産業であり、食料安全保障や雇用創出において重要な役割を果たしている。

ネパール南部の平地に東西に広がるタライ平野は、肥沃な土壌と水資源に恵まれた穀倉地帯であり、総灌漑面積は約95万haで同国全体の灌漑面積の約73%を占める。タライ平野における主要作物の全国生産量に占める割合は、コメは79%、コムギは64%、野菜では58%と高く、同地域は国内の食料安全保障に大きく貢献している。他方、同国では灌漑施設の老朽化や損壊による灌漑機能の低下が課題となっている。灌漑機能の低下により適切な配水が困難になると作物生産量が下がり、受益農家の生活や国全体の食糧安全保障への影響が懸念される。生産量減少に伴い、受益農家の営農意欲や水利組合活動への参加意欲も低下することで、維持管理活動や水利費徴収率の低下を招き、施設の老朽化が更に加速するという悪循環が生じる等の課題も挙げられており、灌漑施設の老朽化や損壊は、農家の営農活動をはじめとする地域社会経済に大きな影響を及ぼす。加えて、ネパール農業は気候変動の影響にも脆弱であり、特にタライ平野における主要作物であるコメやコムギは、干ばつや洪水、気温上昇などの異常気象に対して脆弱性が高い。これにより、収量の不安定化や品質の低下が生じ、農業生産性や食料自給率に悪影響を及ぼしている。同国では大幅な人口増加率に対して今後も農地面積の増大は困難とみられ、基礎インフラである灌漑施設整備を通じた既存農地における農業生産性の向上と効率化が求められる。

こうした課題に対してネパール政府は、2015年に「農業開発戦略（Agriculture Development Strategy 2015–2035: ADS）」を、2023年には「国家灌漑政策 2080（National Irrigation Policy 2080）」を策定し、灌漑施設の建設・改修や行政機関及び水利組合の能力強化等を通じた農業生産性の向上を掲げている。同国政府の農業・灌漑政策に關

し、JICA は、同国南東部コシ州ジャパ郡カンカイ灌漑地区において技術協力「タライ平野灌漑農業振興プロジェクト」（2019～2025 年）の実施を通じ、連邦・州・地方政府、及び水利組合が共同で灌漑施設の運転・維持管理改善や営農改善に取り組む灌漑農業振興モデルを開発し、大規模灌漑地区における持続的な灌漑農業振興に寄与した。

カンカイ灌漑地区は、タライ平野に位置する 25 力所の大規模灌漑システムの一つで、1980 年代に整備された計画灌漑面積 8,000ha、実灌漑面積約 8,951ha の重力式灌漑地区である。カンカイ灌漑地区は、幹線水路約 34km、二次水路約 74km、三次水路約 110km の水路システムで構成され、カンカイ頭首工はこれらの水利システムへ灌漑用水を供給する唯一の取水施設となる。しかしながら、カンカイ灌漑管理事務所（Kankai Irrigation Management Office : KIMO）の調査結果によると、同頭首工下流域の河床が当初設計時から約 6m 低下していると指摘されている。今後も河床低下が継続する場合、現在のエプロン下流部の護床ブロックが流失し、頭首工エプロンが崩壊する危険性があるとともに、堰上下流の水位差が拡大することにより、堰体底部または側方から水が下流部に漏れ出すパイピング現象が引き起り、堰本体にも影響を及ぼし灌漑用水の取水が困難となる可能性がある。こうした問題は、タライ平野灌漑農業振興プロジェクトでも支援した持続的な灌漑農業振興に支障をきたす懸念がある。

第2条 業務の目的

本調査は、タライ平野における灌漑・農業セクターの現状等の調査を通じて同地域の農業・農村開発に寄与する JICA の協力方向性を提案するとともに、無償資金協力の形成を念頭にカンカイ灌漑地区の頭首工周辺における河床低下に係る現状調査と要因分析を行い、気候変動による影響を加味した対策工や、付帯施設や沈砂池の機能診断による追加改修の要否を提案することを目的とする。

第3条 業務の範囲

本調査は、ネパールの灌漑・農業セクターについて、「第 2 条 業務の目的」を達成するため、「第 4 条 業務方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第 5 条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第 6 条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

本調査の第 1 期（情報収集・確認調査）は、無償資金協力の実施を前提とせず、灌漑・農業セクターの状況把握や JICA による支援方針の検討を行う。第 1 期で得られた情報を活用して JICA が日本政府等に説明を行い、協力準備調査実施の許可を得

た場合には、第2期（協力準備調査）を実施することとし、これに伴い必要な調査項目を契約に追加する予定である。

第4条 業務方針及び留意事項

（1）当機構との計画に関する確認プロセス

本調査は、JICA協力の検討を行うことを目的としていることから、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で十分機構と協議すること。なお、特に以下の段階においては、当機構が出席する会議・打合せにおいて内容を確認することとする。

1) 現地調査実施前

分析の項目・レベルや関係資料について当機構と十分に協議・確認する。また、インセプションレポートに反映させる。

2) 現地調査終了時

現地調査終了後、現地調査結果概要について当機構に説明・協議する。

3) ファイナルレポート（案）作成時

報告書の内容、分析結果の記載内容等について、当機構と十分に協議・確認する。

（2）調査対象地域

タライ平野（灌漑・農業セクター全体）、コシ州ジャパ郡カンカイ灌漑地区（頭首工周辺の詳細）

（3）灌漑・農業セクター関連機関・団体

農業・畜産開発省（MOALD）、同省農業局、コシ州産業・農業・協同組合省、エネルギー・水資源・灌漑省（MOEWRI）、同省水資源・灌漑局、コシ州水・灌漑・エネルギー省、地方政府、カンカイ灌漑管理事務所（KIMO）、水利組合（WUA）、関連ドナー・NGO等

（4）課題整理と優先事業の検討³

タライ平野における灌漑・農業セクターの支援方針の検討にあたり、主に机上調査などによる情報収集を踏まえて、優先灌漑地区の特定及び候補リストの作成を

³ 別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」のNo.1「タライ平野の灌漑・農業セクターにおける現状把握ための調査項目及び手法、課題分析手法、優先灌漑地区/事業の選定手法及びマッピング方法」に該当する。

行う。具体的には、まず、タライ平野全土における灌漑地区（潜在的な地区を含む）に関する情報を収集、整理し、整備状況や灌漑面積、営農状況等を俯瞰的なマッピングにより可視化する。そのうえで、以下（5）に例示した選定基準に基づき、優先順位付けを行い、カンカイ灌漑の位置づけを確認する。優先灌漑地区の選定においては、ネパール側関係との協議を行い、JICAと十分に相談をしたうえで決定する。

また、カンカイ灌漑以外で今後の支援を検討し得る優先灌漑地区については、JICAと協議の上、必要に応じて現地調査を実施し、想定される支援策（施設整備及び技術支援）を提案する。支援策検討にあたっては、必要性・妥当性に加えて費用対効果や維持管理の持続可能性についても評価し、その根拠と支援策の実施意義を明確に報告書に記載する。施設整備については、想定される事業スコープと事業費を付記し、技術支援については主に優先灌漑地区における支援が想定されるが、関連政策・基準の策定や生産性向上等、農業全般の支援ニーズが認められる場合は、候補に含めてもよい。

なお、タライ平野ではネパール政府による灌漑事業計画やADB・FAO等により実施中の農業・気候変動対策支援プロジェクトがあるため、ネパール政府のニーズや他ドナーのトレンドを踏まえ連携可能性も探りながら、JICAが推進する灌漑・農業セクター支援の戦略を検討する。なお、特殊傭人での現地情報収集を実施することを可とする。

（5） 優先灌漑地区の選定基準⁴

優先灌漑地区の特定は、客観的な選定基準に基づいて行うこととし、可能な限り定量的なデータを使用する。選定基準の事例は以下の通り。プロポーザルにて調査手法を提案すること。

技術的・物理的条件

- ・ 灌漑整備の必要性（事業により整備する施設の目的と効果を含む）
- ・ 水資源、土地資源の優位性
- ・ 環境社会配慮（用地取得の要否）及び影響の程度

政策・制度との整合性

- ・ 関連する政策・計画（灌漑・農業開発政策等）との整合性他ドナー及び自己資金での整備計画との重複

⁴ 別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」のNo.1「タライ平野の灌漑・農業セクターにおける現状把握ための調査項目及び手法、課題分析手法、優先灌漑地区/事業の選定手法及びマッピング方法」に該当する。

経済性・効率性

- ・ 経済的效果（受益面積／受益者数、農産物輸送の容易性含む）
- ・ 他の ODA 事業との相乗効果（農業、灌漑、物流、道路整備等）
- ・ 他ドナー及び自己資金での整備計画との重複・事業化した場合に想定されるリスク（財政、技術、社会的リスク等）

社会的インパクト

- ・ 貧困削減効果
- ・ ジェンダー主流化への貢献
- ・ 農家水利組合の維持管理能力

気候変動対応

- ・ 気候変動対策（緩和策及び適応策）

（6）既存調査結果の活用

情報収集にあたっては、「タライ平野灌漑システム維持管理支援に係る情報収集・確認調査（2016年）」で収集された情報等の既存調査を参照し、更新が必要な部分を整理した上で情報収集を行う。また、技術協力「タライ平野灌漑農業振興プロジェクト」（2019年～2025年）で確立した灌漑農業振興モデル（PIAT モデル）の普及状況や効果発現情報等を踏まえる。更に、その他の既存文献や国際機関の研究成果・データベースも活用し、効率的な情報収集を行う。

（7）ジェンダー主流化

ネパールでは、社会的慣習、伝統により、女性の教育、就労の機会が限定的な状況が続いている一方、多くの男性が国外で出稼ぎ労働を行っている等の背景もあり、農業従事者全体のうち 61% が女性である。本調査では、文化的・社会的背景を考慮しつつ、女性農業従事者のおかれる環境に留意して調査を行い、ジェンダー主流化の観点から水利組合や営農にあたっての女性農家活躍の阻害要因等を分析する。

（8）日本の知見・技術の活用

日本の知見・技術の活用のため、農林水産省・国土交通省、大学等の研究機関、本邦企業等の政策・研究・事業・技術について、灌漑農業のニーズ・ポテンシャルが高いエリアにおける課題解決策との親和性の有無やマッチングの可能性を検討し、その結果を取りまとめる（国内作業を想定）。活用可能な本邦技術を特定し、当該技術の具体的な活用方法・活用事例について情報収集を行う。

（9）灌漑施設整備・改修の過去の資金協力事業に関する教訓の反映

過去の資金協力事業（有償も含む）を参照し、ネパールにおいて考慮されるべき教訓を幅広く対象とし、過去の報告や分析等のレビューを行い、支援策に反映することとする。

（10）開発効果及び運用効果指標

カンカイ灌漑地区において想定する事業の開発効果・インパクト及び効果指標を明確にすべく、事前に指標の選定手順（ロジックモデル、アウトカムや指標の選定等）を検討し、現地調査前に収集すべき情報を整理する。さらに、現地調査を踏まえ、指標の選定手順を想定する各事業について、その効果及び効果計測に必要な指標を検討する。その際、分野横断的な効果等も合わせて検討を行う。

（11）気候変動への対応

気候変動による降水量の増減、降雨パターンの変化等が想定されることから、気候変動による影響を考慮した頭首工改修計画及び頭首工周辺の対策工を検討する。その際、JICAのClimate-Fit適応策版、農業・農村開発協力分野における気候変動対策に基づき、JICAと協議の上、気候変動の影響評価と評価結果に応じた気候変動対策の検討を行う。

（12）河床低下の状況・課題の確認⁵

技術協力「タライ平野灌漑農業振興プロジェクト」（2019年～2025年）の実施中にカンカイ灌漑地区の頭首工下流部における河床低下が疑われ、KIMOの調査結果により約6mの河床低下が報告されている。河床低下の現状について事実確認をするとともに自然条件、河川工学、灌漑施設構造、商業活動（土砂採取等）等、多角的な観点から原因を究明した上で、気候変動による将来的な施設機能への影響も加味した対策工を提案する。現地調査で乾季、雨季の各々でカンカイ灌漑施設及び河川上下流周辺等における現地確認、測量、関係資料・データの収集・検証、周辺住民や関係者への聞き取りを行い、河床低下の状況および原因を確認する。併せて、土砂吐ゲート、取水ゲート及び沈砂池の機能診断を実施し、必要に応じて改修案を提示する。これらの検討にあたっては、原因抽出や対策工の優先順位、アプローチ方法について発注者と隨時協議し、ネパール関係機関とも十分に調整を行い、実現可能且つ実施意義のある具体的な内容とする。

なお、本調査は無償資金協力事業の実施を約束するものではないことに留意し、ネパール側関係者に本調査結果がそのまま無償資金協力事業として承認されるとの誤解を与えないように配慮する。

⁵別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」のNo.2「カンカイ灌漑地区における頭首工周辺の調査手法及び調査計画」に該当する。

(13) 自然条件調査⁶

以下の調査を行う想定である。なお、現地再委託で実施することを可とする。なお、調査結果の分析・解析にあたっては、再委託先から提出されたデータ間に齟齬がないか、特異なデータがあればそれは何を意味するのか等十分に検討し、信頼できるものであることを確認する。

(a) 河川測量

カンカイ川で、河床変動を分析するために必要な河川測量を実施する。また、既存の地形測量データ、航空写真、カンカイ頭首工付近の調査記録、最新の衛星画像等を可能な限り収集し、過去からの平面・縦横断での河川形状の変遷を可能な限り確認する。

(b) 地質・土質調査・河床材料・浮遊土砂の調査

カンカイ頭首工の改修検討に最低限必要な地質・土質調査を行う。また、河床変動の将来予想のために河床材料・浮遊土砂の調査を行う。浮遊土砂の採取・調査については、乾季・雨季の両期間にて実施を検討する。

(c) 水文水理解析

➤ 水文データの収集

カンカイ川流域における過去の雨量・流量等の水文資料・データを収集する。その際、資料の存在状態、観測又は記録の方法、資料の精度等の特性の調査・検討を行い、データの妥当性を確認する。

➤ 生産土砂量の解析

最新の衛星画像データ等によるオルソフォトマップ及びデジタル地形モデルを活用し、カンカイ頭首工から上流のカンカイ川流域の生産土砂解析を、適切な範囲を提案したうえで行う。

(d) 土砂採取状況等の確認

➤ 土砂採取状況の確認

既存資料・関係者への聞き取り・現地状況の確認等により、カンカイ頭首工上下流における土砂採取状況や土砂採取のルール・規制等について確認する。

➤ 上下流の構造物の有無確認

⁶別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」のNo.2「カンカイ灌漑地区における頭首工周辺の調査手法及び調査計画」に該当する。

河床変動に影響を及ぼすような、カンカイ頭首工上下流における構造物の開発の有無を確認し、その影響について検討する。

➤ 崩壊地の確認

カンカイ頭首工上流域における崩壊地の有無、その程度について確認する。衛星画像を用いた確認等、現実的な確認方法について検討・関係者と協議の上、確認作業を実施する。

(e) 上流域の開発等の状況確認

供給土砂量の増減に影響を及ぼすような、カンカイ頭首工上流域における開発の有無を確認し、その影響について検討する。

(f) 河床変動の将来予測

上記の(a)～(e)のデータを基に河床変動計算を行い、カンカイ頭首工周辺の河床変動について将来予測を行う。

(g) 頭首工の安全性確認・予想

上記(f)の将来予測を基に、カンカイ頭首工の安全性に関する検証を行う。

(h) 頭首工を含む補強・整備更新対策の検討

上記の調査分析結果を基に、カンカイ頭首工の安定性が継続的に担保するために必要な施設の補強・更新対策の検討を行う。

(14) 第1期調査フローとスケジュール（案）

① 準備期：2026年2月～3月上旬

- ・ 文献整理、インセプションレポート（案）作成・説明

② 現地（乾季）：2026年3月中旬～5月中旬

- ・ 自然条件調査、聞き取り、一次解析
- ・ セクター情報聞き取り、データ収集、現地視察

③ 整理業務：2026年5月下旬～6月下旬

- ・ 課題整理、対応策、方針案の整理

④ 現地（雨季）：2026年7月上旬～8月下旬

- ・ 降雨期データ取得、河床変動確認、補足調査。

⑤ 取りまとめ：2026年9月上旬～10月下旬

- ・ ドラフトファイナルレポート提出（9月下旬）

- ・ ファイナルレポート提出（10月下旬）

（以下、追加業務（第2期）に対する「実施方針及び留意事項」）

（15）先方負担事項を考慮した適切な施工計画の策定

想定される事業実施における施工中の制約条件（時間帯、場所、法規等）を確認し、安全管理にも十分配慮し、施工各段階における先方負担事項を検討するとともに、実施機関及び関係機関とも調整の上、施設運用への影響を最小限とする効率的な施工・調達計画を策定する。

（16）運営・維持管理能力

想定される事業実施後の船舶や付帯施設等の運営・維持管理、人員体制等について、運営・維持管理に係る組織体制、収入予測、予算配分、職員の訓練体制等を確認し、事業実施機関の運営・維持管理業務の実行可能性を検討する。その結果、運営・維持管理の改善に係る技術支援が必要かつ妥当と判断された場合は、ソフトコンポーネント等による支援の検討を行う。

（17）環境社会配慮

「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当するか調査をする。また、本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA環境ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。なお、環境社会配慮カテゴリーは、プロジェクトの実施が決定される前段階で事業の環境社会への影響を評価し決定される。また、本業務においては、カンカイ灌漑地区における環境社会配慮上必要なベースラインデータを収集する。第1期の環境社会配慮に係る調査目的・項目は以下参照。なお、現地再委託及び特殊傭人での実施することを可とする。

目的

事業候補地のスクリーニング、ベースラインの把握、リスクの初期把握、調査の方向性設定

調査項目

- ・ 土地利用状況の概要（農地、森林、湿地など）
- ・ 人口・社会構成（住民数、民族、脆弱層の有無）

- ・既存インフラと公共サービス（道路、学校、医療施設など）
- ・自然環境の概要（水源、動植物、保護区域の有無）
- ・文化・歴史的資源の有無（宗教施設、遺跡など）
- ・初期的なステークホルダーアンケート（関係機関、住民団体など）
- ・潜在的な環境・社会リスクの洗い出し（移転の可能性、用地取得、ジェンダー影響など）

第5条 業務の内容

上記「第4条 業務方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下を目安とし、より効率的・効果的な方法がある場合は、提案すること。なお、入手済みの情報やデータとの重複は避けて、効率的な調査を実施すること。

既存資料の収集分析を行い、提案する調査の全体像（背景、目的、内容、問題点等）を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

（1）ネパールにおける灌漑・農業セクターの政策・体制

- ① ネパールにおける灌漑・農業開発にかかる基礎情報（農業政策・灌漑政策、開発・予算計画、関連法制度、関連組織、灌漑事業の実施体制・実施手順・維持管理制度及び財源、農業人口の推移等）
- ② エネルギー・水資源・灌漑省（MOEWRI）、農業・畜産開発省（MOALD）及び州・地方政府関連省庁の組織構成・人材配置・役割・開発・予算計画、今後の灌漑開発の見通し等
- ③ 三層（連邦、州、地方）政府における農業セクターと灌漑セクターの連携の現状と課題
- ④ 関連するJICA事業のレビュー（技術協力、資金協力案件の概要・教訓を整理）
- ⑤ 他ドナーの支援状況（案件名、事業費、実施期間、事業スコープ、調達方式（国際競争入札・現地競争入札）、調達パッケージ別の受注企業（国籍）等）

（2）タライ平野における灌漑施設整備及び灌漑農業の現状⁷

- ① 灌漑システムの概要（建設時期、灌漑方式、灌漑面積、灌漑施設、配水効率等、受益者、管理体制等）

⁷調査方針及び留意事項（第4条(4)(5)）を踏まえ、タライ平野の灌漑・農業セクターにおける現状把握ための調査項目及び調査手法に関してプロポーザルにて提案すること。

- ② 上記①の各システムにおける水利組合（農家組織）の構成、機能、住民の灌漑アクセス率、水利徴収率・女性参画状況等
- ③ 上記①の各システムにおける農業機械化、栽培作物構成・栽培面積・生産量、営農形態、作付強度、市場アクセス方法・距離、農村の労働力等
- ④ 流通・マーケティング、輸送等の市場接続性
- ⑤ 気候変動による水資源（河川流量、地下水位等）の変化・現状
- ⑥ その他、優先灌漑地区の特定に必要な情報（各灌漑地区における灌漑施設整備ニーズ（農業用水不足の深刻度等）、灌漑施設整備により生産性/所得向上が見込まれる余地とその程度、及び投資効率や運営・維持管理の持続可能性等）

（3）タライ平野の灌漑・農業セクターにおけるJICAの協力方向性⁸

- ① 上記（1）及び（2）を踏まえた、タライ平野における灌漑・農業セクター課題の整理

- ② 他国の灌漑セクターにおける日本の知見・経験・技術を活用した事例の整理

- ③ 気候変動対策方針（適応策及び緩和策を含む）、農業生産への影響評価

JICAのClimate-FIT適応策版、農業・農村開発協力分野における気候変動対策を踏まえ、JICAと協議の上、気候変動による影響を評価し、灌漑農業振興における適応策・緩和策の検討を行い、対策を提案する。

- ④ 優先事業リスト（施設整備・技術支援）の提案

（4）カンカイ灌漑地区における調査⁹

- ① 頭首工上下流の河床変動にかかる調査

（ア）自然条件調査（河川測量、地質・土質調査、河床材料・浮遊土砂調査）

（イ）土砂採取状況等の確認（関係者への聞き取り、土砂採取規制等の確認、河床低下に影響を及ぼすような上下流の構造物の有無の確認）

（ウ）水文水理解析（水文データの収集、生産土砂にかかる調査、解析）

⁸ 調査方針及び留意事項（第4条(4)(5)）を踏まえ、タライ平野の灌漑・農業セクターにおける現状調査（第5条(2)）による結果を想定し、タライ平野の灌漑地区のマッピング方法、各灌漑地区の課題分析手法及びフロー、優先灌漑地区・事業の優先順位付けプロセスについて特殊傭人の活用も念頭にプロポーザルにて提案すること。

⁹ 調査方針及び留意事項（第4条（12）（13））を踏まえ、カンカイ灌漑地区における頭首工周辺の調査手法及び調査計画を再委託・特殊傭人の活用を念頭に提案する。

(工) 河床変動の時系列分析および将来予測（既往測量・衛星画像等の活用）

(才) 河床変動対策工（河川構造物）の検討

② 頭首工の構造および機能にかかる調査

(ア) 堤体、ゲート、エプロン、護床工、沈砂池の老朽化と機能

(イ) ①を踏まえた改修案の検討

③ ①および②によって期待される開発効果の確認

④ 環境社会配慮ガイドラインにかかるベースライン調査（影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域への該当有無の確認）

(5) カンカイ灌漑における事業計画（案）の検討¹⁰

無償資金協力を前提とした案件形成に向けて、以下の事項に関する基礎的な情報を収集・分析し、対策工を含む事業計画（案）を検討し提案する。

① 案件概要

② 事業スコープ

③ 概算事業費（案）とその内訳、試算額の根拠、上振れ・下振れリスク

④ 施工スケジュール

⑤ 事業効果（効果の定義、経済効果、裨益人口の定量的指標（女性や貧困層等の役割やどのように裨益するかの分析を含む）、気候変動への貢献等）

⑥ 運用・効果指標（案）

⑦ 用地取得・住民移転の要否、概要、その他想定される主な環境社会影響配慮

⑧ 適用技術（本邦技術活用の可能性やデジタル分野に紐付く支援の可能性等）

⑨ 運営・維持管理体制と課題、必要な費用概算

⑩ 案件形成及び実施上の留意事項

¹⁰ 対策工の提案方法及び評価手法について、①～⑩の基礎情報を集める前提で対策工の検討・提案方法及び、その対策工を評価する指標についてプロポーザルにて提案する。

【追加発注業務】

以下の（6）から（21）の業務は我が国政府が無償資金協力案件形成の検討を開始し、協力準備調査の実施を了承した場合、別途継続契約（第2期契約）の締結により追加で発注する可能性のある業務である。

（6） サイト状況調査

本プロジェクトにて行う設計、積算について必要な精度を確保するために以下に示すサイト状況に係る調査を行う。なお、現地再委託で実施することを可とする。なお、調査結果の分析・解析にあたっては、再委託先から提出されたデータ間に齟齬がないか、特異なデータがあればそれは何を意味するのか等十分に検討し、信頼できるものであることを確認する。

① 自然条件調査（地質調査等）

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）についてはコンサルタントがプロポーザルで提案すること。

- 地形測量（ベンチマーク設置、対象エリア内地形測量）
- ボーリング調査（標準貫入試験、試料サンプリング、室内試験）
- 現地土質試験（現地試掘、簡易貫入試験等）

また、追加的に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。なお、現地再委託にて実施することも可とする。

- ② 既存施設調査：第1期調査を踏まえて、更に灌漑施設本体や周辺施設を調査する必要がある場合。
- ③ ベースライン調査 本プロジェクトの効果に係る評価ならびに評価指標の策定のためのベースライン調査

（7） 環境社会配慮

- ① 環境社会配慮に関する制度・法律等（初期環境調査、環境影響評価の実施体制、法制度、環境基準、住民移転手続き）の現状の把握を行う。
- ② 環境社会配慮に関する先方関係機関の体制・環境モニタリングの運営状況等に関する情報をう。

- ③ JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。第2期の環境社会配慮の調査目的・項目は以下参照。なお、現地再委託及び特殊傭人での実施することを可とする。

目的

事業化に向けた環境社会影響評価（ESIA）や環境管理計画（EMP）、環境モニタリング計画（EMOP）の策定、用地取得が必要で住民移転が生じる場合は住民移転計画（RAP）の策定

調査項目

- ・ 法令・制度との整合性確認（ネパール国内法、JICA ガイドライン等）
- ・ 詳細な土地・水資源調査（地形、土壤、水質、水量、季節変動）
- ・ 生態系調査（希少種、生物多様性、保護区域との関係）
- ・ 社会影响調査（用地取得・住民移転の有無及び影響の範囲、住民の生活様式、収入源、土地権利、移転対象者の特定）
- ・ ジェンダー分析（女性の役割、意思決定への参加、影響の差異）
- ・ 住民参加型調査（FGD、インタビュー、ワークショップ等）
- ・ 文化資源調査（宗教・文化的価値のある場所の詳細確認）
- ・ 上記調査を踏まえた ESIA、EMP、EMOP、RAP 策定（緩和措置、モニタリング計画、苦情処理メカニズム）

- ④ 測量後、事業範囲を特定し、地籍図等との突合せによる影響住民の特定を行い、現地でのステークホルダー会議に参加する。なお、地籍図は国、地方レベルにより複数存在する事例があるため、留意すること。

上記項目以外に必要と判断される環境社会配慮にかかる再委託調査がある場合は、第2期調査案としてプロポーザルに提案ください。

（8） 設計・積算方針の取りまとめ・報告

上記調査結果を踏まえ、帰国後30日以内に設計・積算方針を取りまとめ、JICA が開催する設計・積算方針会議に参加し、その内容を説明し、JICA の確認を得る。

(9) 事業内容の計画策定

上記調査（6）～（8）及びJICAとの協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下、「設計・積算マニュアル」）を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取る。

- ① 計画・設計の基本方針：自然環境条件や現地建設事情、施工・施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。
- ② 概略設計：上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討し、概略設計を行う。検討には最低限以下の内容を含むものとする。作成に当たっては施設・機材の必要性や費用効果等を考慮し複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示する。また、施設並びに関連機材の整備に係る基本計画（以下のア）及びイ）の作成においては施設・機材の必要性と費用を考慮し、その結果を第1期における現地調査で先方政府と協議する。
 - ア) 施設の基本計画
 - イ) 設計対象業務の設定
 - ウ) 施設係る要件設定
 - エ) 施設計画図
 - オ) 施設設備（概略仕様・数量等）
 - カ) 関連設備（概略仕様・数量）
- ③ 施設概略設計図
- ④ 施工・計画
 - ・施工方針
 - ・施工上の留意事項
 - ・施工区分（先方負担工事との区分）
 - ・施工監理計画
 - ・品質管理計画
 - ・仮設計画
 - ・実施工程

なお、施工計画の検討にあたって、本体事業実施において既存の施設の運用中の施工となる場合、施工中の制約条件（時間帯、場所、法規等）を確認し、安全管理にも十分配慮し、施工各段階における先方負担事項となる移転作業を検討するとともに、実施機関及び関係機関とも調整の上、施設運用への影響を最小限とする効率的な施工計画を策定する。また、施工監理計画では、概略設計に基づく施工監理方針、施工監理体制、施工監理方法（安全、品質、工程管理（含む工事品質管理会議の開催提案））等を記載する。

（10）技術支援計画の検討

本事業で整備する施設・機材の運用維持管理を効果的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の必要性について検討する（ネパール国内においてまだ普及していない新技術を提案する場合等）。ソフトコンポーネントが必要と判断された場合は「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に則り、ソフトコンポーネント計画書を作成し、その内容は詳細設計調査（DOD）までに先方と十分にすり合わせる。

（11）事業の維持管理計画策定

本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース、技術力、財政状況などを確認したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、それら業務の実施体制・方法及び維持管理費、更新費用を検討する。

（12）概略事業費の算出

本事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照し、積算総括表を作成の上でJICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。なお、機材に係る精度は入札に対応できる精度を確保することとする。

① 準拠ガイドライン：

具体的な積算に当たっては、最新の設計・積算マニュアルの補完編・機材編、補完編（土木分野）及び追補編を参照する。

② 概略事業費にかかるコスト縮減の検討：

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

③ 予備的経費：

本案件に関する予備的経費の計上について、機構がその要否を検討するために、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを機構に提供する。

- ア) 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- イ) 工事量変動にかかるリスク
- ウ) 自然条件にかかるリスク（地震、洪水等）
- エ) 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- オ) 治安状況にかかるリスク

(13) 協力対象事業実施にあたっての留意事項

概略設計を踏まえ、詳細設計及び協力対象事業を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、協力対象事業実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と協力対象事業実施段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(14) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(15) 事業の評価

事業の評価は開発援助委員会（Development Assistance Committee : DAC）の評価基準6項目（妥当性・整合性・有効性・インパクト・効率性・持続性）に配慮し、定量的効果、定性的効果に分類して評価する。特に定量的効果については、事業完成後約3年を目処とした目標年の目標値（施設・機材の活用を含む）を設定する。また、定量的効果、定性的効果の検討の際には、JICA内の他の事業・支援等との連携（相

乗効果・シナジー）との整合性も考慮する。事業の成果や裨益効果、事後評価のための評価指標（SDGs 等）及びそのために必要と判断される調査がある場合には、プロポーザルで提案すること。標準指標例については「資金協力事業開発課題別の指標例」を参照。

(URL:https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html)

(16) 気候リスク評価の実施

本調査では、JICA-Climate-Fit 適応策版を活用し、将来的に起こる気候リスクについても考慮することとする。また、気候リスク評価を行うにあたっては、JICA と協議の上、経済開発部の課題別支援委員会の活用について検討する。なお、事業対象地における具体的な気候リスクを特定し、①本事業を通じて気候変動に対する強靭性の向上に寄与するか、②本事業で建設される施設、導入される機材が気候変動の影響を回避できるものとなっているか確認すること。

(17) 相手国側負担事項の確認

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、既存施設の撤去、既存機材等の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計（DD）時にさらに精査・更新していくものである

(18) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について以下の点について詳しく調査する。

- ① 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
- ② 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
- ③ 付加価値税（VAT 等）
- ④ 資機材の輸入に課される税金や諸費用
- ⑤ その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）

また、過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会（OCAJI）等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地の JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所と協議し、同事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。

設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、提出する。

（19）準備調査報告書（案）の作成

本調査結果を準備調査報告書（案）（機材仕様書（案）を含む）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

（20）準備調査報告書（案）の説明・協議

概略事業費を含む上記準備調査報告書（案）をネパール政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。協議の結果、準備調査報告書（案）内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

（21）準備調査報告書等の作成

ネパール政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、成果品を作成する。

第6条 報告書等

（1）本業務で作成・提出する報告書等及び数量

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

① 業務計画書（電子データ）

提出時期：契約締結後 10 営業日以内

形式：和文（PDF 形式、Microsoft Word 形式（和文））

② インセプションレポート（電子媒体）

日本国内および現地で入手可能な資料・情報を収集・整理・分析し、調査の実施方針、調査方法・内容・項目、調査の実施体制、スケジュール等を記載する。作成にあたっては、インセプションレポート（案）を作成し、JICA 及び現地関連機関と協議の上、最終化したものを提出する。

提出時期：2026年3月上旬

形式：和文・英文（PDF形式、Microsoft Word形式（和文・英文それぞれ））

③ 現地調査結果概要報告書（電子媒体）

乾季・雨季の現地調査で得られた情報を基に結果を取りまとめて記載する。

提出時期：2026年8月下旬

形式：和文・英文（PDF形式、Microsoft Word形式（和文・英文それぞれ））

④ ドラフト・ファイナルレポート（電子媒体）

2026年9月下旬を目途にJICAとの協議の上、調査結果の全体成果等をとりまとめる。また、冒頭に要約を記載する。

提出時期：2026年9月下旬

形式：和文・英文（PDF形式、Microsoft Word形式（和文・英文それぞれ））

⑤ ファイナルレポート（電子媒体・製本）

ドラフト・ファイナルレポートに対するJICAからのコメントを踏まえ、最終化したものを提出する。また、冒頭に要約を記載する。

提出期限：2027年2月26日

形式・部数：和文・英文（CD-R2部（和文・英文それぞれのデータを含む）及びPDF形式、Microsoft Word形式（和文・英文それぞれ））、製本版4部（和英各2部）

【追加業務を発注する場合】※第2期は各契約時に協議の上、決定。

① 概略事業費（無償）積算内訳書（電子媒体）

カンカイ頭首工の安定性・持続性のために必要な補強・更新対策にかかる概略事業費の積算内訳を記載する。

提出時期：別途設定

形式：和文・英文（PDF形式、Microsoft Word形式（和文・英文それぞれ））

② 概要資料（完成予想図含む）（電子媒体）

カンカイ頭首工の安定性・持続性のために必要な補強・更新対策にかかる概要資料を作成する。

提出時期：別途設定

形式：和文（PDF形式、Microsoft Word形式（和文））

③ 免税情報シート（電子媒体）

提出時期：別途設定

形式：和文（PDF形式、Microsoft Word形式（和文））

④ 準備調査報告書（案）（電子媒体）

第2期契約履行期間末日の2ヵ月前を目途にJICAと協議の上、調査結果の全体成果等を記載する。報告書にはカンカイ頭首工の安全性対策を含む必要な補強・更新対策にかかる完成予想図を含む。また、冒頭に要約を記載する。

提出時期：別途設定

形式：和文・英文（PDF形式、Microsoft Word形式（和文・英文それぞれ））

⑤ 準備調査報告書（完成予想図を含む）（電子媒体・製本）

最終報告書（案）に対するJICAからのコメントを踏まえ、最終化したものと提出する。また、冒頭に要約を記載する。

提出時期：別途設定

形式・部数：和文・英文（CD-R2部（和英それぞれのデータ含む）及びPDF形式、Microsoft Word形式（和文・英文それぞれ））、製本版6部（和英各3部）

（2）その他の提出物

① 議事録等

各報告に係るネパール政府との協議概要を議事録に取りまとめ、JICAに速やかに提出する。また、JICAが別途開催する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を議事録（案）に取りまとめ、会議開催後速やかにJICAに提出する。

② 先方政府への提出文書

先方政府へ文書を提出する場合には、その写しを速やかにJICAに提出する。なお、文書の重要性・緊急性が低いと判断される場合はコンサルタント業務従事月報への添付等、適宜適切なJICAへの共有を図る。

③ その他

上記提出の他、JICAが必要と認め、書面により報告を求める場合には該当文書・資料等を速やかにJICAに提出する。

第7条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1. (2) 「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	タライ平野の灌漑・農業セクターにおける現状把握ための調査項目及び手法、課題分析手法、優先灌漑地区・事業の選定手法及びマッピング方法	第4条(4)(5) 第5条(2)(3)
2	カンカイ灌漑地区における頭首工周辺の詳細な調査項目・手法及び調査計画	第4条(12)(13) 第5条(4)
3	対策工の提案及び評価手法（技術・費用・施工性・維持管理性・環境社会影響・気候変動対策の統合評価指標（重み付けの考え方））	第5条(5)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：灌漑施設建設及び改修に係る調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：ネパール国及び南アジア地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1） 業務工程

- ・ 2026年2月上旬：業務開始
- ・ 2026年3月上旬：インセプションレポート
- ・ 2026年8月下旬：現地調査結果概要報告書
- ・ 2026年9月下旬：ドラフトファイナルレポート
- ・ 2026年10月下旬：ファイナルレポート

【追加発注業務】

第1期契約期間中に、JICA側と協議をしたうえで業務工程を決定する。

（2） 業務量目途

1) 業務量の目途

約18.35人月

2) 渡航回数の目途 延べ14回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3） 特殊傭人

円滑な業務実施にあたり、特に現地関係者との密なコミュニケーションを図るべく、調査業務に応じて十分な技術・能力を有した現地傭人を配置することを検討し、プロポーザルにて配置計画など、業務計画を記載すること。業務内

容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員計画がある場合、プロポーザルにて提案すること。

(4) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 地質・土質調査（河床材料・浮遊土砂調査も含む）
- 測量
- 環境社会配慮

(5) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

資料の配布について希望される方は、JICA 経済開発部農業・農村開発第1グループから配布しますので、edga1@jica.go.jp宛にご連絡ください。

- ネパール国タライ平野灌漑農業振興プロジェクト 報告書（第1期・第2期）
- ネパール国種子生産・供給・品質管理システム強化プロジェクト プロジェクト事業進捗報告書（第1期）

2) 公開資料

- ネパール連邦民主共和国 タライ平野灌漑システム維持管理支援にかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート

https://openjicareport.jica.go.jp/833/833/833_116_12289252.html

- ネパール国 タライ東部地区灌漑施設改修計画準備調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12374286.pdf>

- ネパール国 農業・農村開発プログラム形成準備調査（タライ平野食糧生産・農業）最終報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000012959.html>

- ネパール国 数値標高モデル及びオルソ画像 整備計画 準備調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12356069.pdf>

- ネパール連邦民主共和国 気候変動分野プロジェクト形成調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000244970.html>

（関連省庁のホームページ）

農業・畜産開発省（MOALD）

<https://moald.gov.np/>

灌漑管理情報システム（NIMIS）

<http://nimis.dwri.gov.np/>

水資源・灌漑省 (DWRI)

<https://dwri.gov.np/>

(関連政策のホームページ)

- National Climate Change Policy, 2076 (2019)

<https://leap.unep.org/en/countries/np/national-legislation/national-climate-change-policy-2076-2019>

- Agriculture Development Strategy (ADS) 2015 to 2035

<https://leap.unep.org/en/countries/np/national-legislation/agriculture-development-strategy-ads-2015-2035>

(関連ドナー案件)

- Irrigation Modernization Enhancement Project

<https://www.adb.org/projects/56218-001/main>

- Community Irrigation Project (CIP)

<https://www.adb.org/projects/38417-022/main>

- Strengthening Climate Resilient Agriculture in Nepal

<https://www.fao.org/agroecology/database/detail/en/c/1272013/>

- Agriculture Sector Development Programme (ASDP)

<https://www.ifad.org/en/w/projects/2000001418>

- Irrigation and Water Resources Management Project (IWRMP)

<https://www.worldbank.org/en/results/2014/04/11/nepal-irrigation-and-water-resource-management>

(6) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置
2	通訳の配置（英語↔ネパール語）
3	執務スペース
4	家具（机・椅子・棚等）
5	事務機器（コピー機等）
6	Wi-Fi

なお、CPとの基本的なコミュニケーションは英語ですが、必要に応じてローカルコンサルタント（特殊傭人）が通訳をします。

（7）安全管理

1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プrezentationの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

（1）報酬について

報酬単価（上限額）については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の別添資料2「報酬単価表」の1. の「（2）国内業務／国内業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等を直接積算ください。

見積書の様式は以下の URL に掲載しています。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外と

しますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

79,999,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記(3) 別見積としている項目、及び(4) 定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります（20,000,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

対象とする 経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1 再委託経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件（3）現地再委託」	5,000,000円	地質・土質調査（河床 材料・浮遊土砂調査含む）費一式	現地再委託
2 再委託経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件（3）現地再委託」	12,000,000円	測量費一式	現地再委託
3 再委託経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件（3）現地再委託」	3,000,000円	環境社会配慮調査費 一式	現地再委託

（5）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（6）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。
払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

（9）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／灌漑農業政策	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	(一)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)